



平成 26 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 焼 津 水 産 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 和 広
コ ー ド 番 号 2812 (東 証 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 統 括 本 部 長 齋 藤 滋
T E L 054-202-6030

新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

平成 25 年 5 月に公表しました中期経営計画における業績目標の達成ならびに企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要領 (7) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約 0.8% であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役 1 名を含む）	8 名	505 個
当社従業員	41 名	420 個
当社子会社取締役	5 名	175 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 100 株とする。

ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の総数

1,100 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、800 円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 932 円/株、株価変動性 18.210%、配当利回り 2.575%、無リスク利率 0.107%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 932 円/株、満期までの期間 3.21 年、業績条件）に基づいて、第三者評価機関である山田 F A S 株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、モンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額を参考に決定したものである。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、932 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社が平成 25 年度に策定した中期経営計画に準じて設定された下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1 個未満の端数は切捨て）を上記（6）の期間において行使することができる。

(i) 平成 28 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において連結営業利益が 2,000 百万円を超過した場合

行使可能割合 : 60%

(ii) 平成 28 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において連結営業利益が 2,100 百万円を超過した場合

行使可能割合 : 80%

(iii) 平成 28 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において連結営業利益が 2,200 百万円を超過した場合

行使可能割合 : 100%

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得に関する条項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が、当社取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
上記(7)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(9)に準じて決定する。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当日
平成26年4月14日

(14) 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以 上